

毎月の学校諸経費の支払いに心配はありませんか？

特別支援就学奨励費 のお知らせ

特別支援就学奨励費とは？

小学校・中学校の特別支援学級等で学ぶ児童の保護者に対し、就学に必要な費用の一部を補助するものです。

支給対象となるためには、収入条件があります。（申請時に確認します）

支給内容

給食費や学用品費など、学校生活に必要な経費の一部を支給します。

以下は小学1年生で支給される援助費の一覧です。すべて、実費の半額での支給となります。

支給内容	学校給食費	校外活動費	学用品費	新入学児童 生徒学用品費等
実費上限（年額）	44,800円	1,570円	11,420円	40,600円
支給上限（年額）	22,400円	785円	5,710円	20,300円

✿ すべて平成30年度の年額です。平成31年度には変更になる可能性があります。

✿ 上の表は小学1年生での支給額です。2年生以降は支給内容が異なります。

申請について

申請は入学後となります。

申請方法については、特別支援学級に在籍する児童の保護者に入学後に学校を通じてお知らせします。

注意していただきたいこと

- ✿ 新入学児童生徒学用品費等（入学前に購入したランドセル、体操服等）の支給については、レシートや領収書が必要になりますので、大切に保管してください。
- ✿ 就学援助費（準要保護）と重複しての支給はできません。両方に該当する方については、就学援助費（準要保護）が優先して支給されますので、両方に該当する方はまず就学援助費（準要保護）をご申請ください。

問い合わせ

東海村教育委員会 学校教育課 企画総務担当（TEL：029-282-1711 内線1412）